



都道府県 番号	事業所一連 番号
------------	-------------

賃金構造基本統計調査 個人票

(平成 年6月分)
厚生労働省



政府統計

この調査票に記入された事項について
は、統計以外の目的に使ったり、他に漏
らしたりすることはありません。

枚目

(1) 一連 番号	(2) 労働者の番号 又は氏名	(3) 性	(4) 雇用形態					(5) 就業 形態	(6) 最終学歴				(7) 年齢	(8) 勤続 年数	(9) 労働者 の種類	(10) 役職 番号	(11) 職種番号					(13) 実労働 日数	(14) 所定内 実労働 時間数	(15) 超過 実労働 時間数	(16) きまって支給する現金給与額										(21) 昨年1年間 の賞与、等 特別給与額	備考						
			1 は正社員・正職員のうち雇用 期間の定めがない人。		2 は正社員・正職員のうち雇用 期間の定めがある人。		3 は正社員・正職員以外のうち 雇用期間の定めがない人。		4 は正社員・正職員以外のうち 雇用期間の定めがある人。	5 は常用労働者以外の人。	1	2					3	4	1	2	3				4	1	2	3	4	5	(17) 超過労働 給与額		(18) 超過労働 給与額				(19) 超過労働 給与額		(20) 超過労働 給与額			
			正社員・正職員	正社員・正職員 以外	臨時 労働者	1	2		3	4	1	2					3	4	1	2	3				4	1	2	3	4	5	万円	千円	百円	万円			千円	百円	万円	千円	百円	万円
01	男女	1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2	3 4	5	1 2	3 4	歳	年	1 2	1 2	1 2	3 4	5	1 2	3 4	5	日	時間	時間	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円			
02	男女	1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2	3 4	5	1 2	3 4			1 2	1 2	3 4	5	1 2	3 4	5	日	時間	時間	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	
03	男女	1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2	3 4	5	1 2	3 4			1 2	1 2	3 4	5	1 2	3 4	5	日	時間	時間	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	
04	男女	1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2	3 4	5	1 2	3 4			1 2	1 2	3 4	5	1 2	3 4	5	日	時間	時間	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	
05	男女	1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2	3 4	5	1 2	3 4			1 2	1 2	3 4	5	1 2	3 4	5	日	時間	時間	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	
06	男女	1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2	3 4	5	1 2	3 4	歳	年	1 2	1 2	3 4	5	1 2	3 4	5	日	時間	時間	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	
07	男女	1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2	3 4	5	1 2	3 4			1 2	1 2	3 4	5	1 2	3 4	5	日	時間	時間	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	
08	男女	1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2	3 4	5	1 2	3 4			1 2	1 2	3 4	5	1 2	3 4	5	日	時間	時間	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	
09	男女	1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2	3 4	5	1 2	3 4			1 2	1 2	3 4	5	1 2	3 4	5	日	時間	時間	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	
10	男女	1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2	3 4	5	1 2	3 4			1 2	1 2	3 4	5	1 2	3 4	5	日	時間	時間	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	万円	千円	百円	

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。